



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
8 月 2 0 日
号 外 （ 2 ）
火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 公 告

令和元年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験実施公告（人事課）..... 1

公 告

令和元年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験実施公告

令和元年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験を次のとおり行います。

令和元年8月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験区分および登録予定人員 一般事務 15人程度

2 受験資格

(1) 年齢 平成14年4月1日以前に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

オ 現に滋賀県育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録されている者のうち当該登録の有効期間の満了する日が、令和2年4月1日以降の者

3 登録試験

(1) 日時および場所

第1日 教養試験

日時 令和元年9月22日（日）9時45分（集合時間9時15分）から正午頃まで

場所 滋賀県庁東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

第2日 口述試験

日時 令和元年9月29日（日）

場所 大津市内

※ 第2日に実施する口述試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、該当者宛て通知します。

(2) 方法 高校卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 口述試験 集団討論による試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

※ 筆記用具（HBの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。

(3) 結果発表 令和元年10月上旬に合格者宛て通知します。

4 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、滋賀県総務部人事課で交付します。滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(4) 教養試験受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和元年9月17日(火)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

イ 提出先 滋賀県総務部人事課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3153

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(7)出願時に必要な書類等です。ア(4)教養試験受験時に必要な書類等については、教養試験日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 令和元年8月20日(火)から令和元年9月11日(水)までの執務時間中に受け付けます。

郵送の場合は、令和元年9月9日(月)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和元年8月20日(火)正午から令和元年9月9日(月)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 教養試験受験時に必要な書類等

(7) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(4) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(7) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(4) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和元年9月13日(金)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和元年9月17日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

5 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者は、育休代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録されます。職員の育児休業または配偶者同行休業の状況により、希望勤務地等を考慮のうえ選抜された方については、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後、採用されます。

(2) 選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、該当者に対して文書でお知らせします。

(3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までですが、場合により令和2年4月1日前に採用候補者登録名簿に登録されることがあります。その場合は、登録日より3年間の登録有効期間となります。

(4) 当初の任期終了後も、採用候補者登録名簿の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

6 勤務の条件

- (1) 任期 育児休業または配偶者同行休業をする職員の育児休業等期間を任用の期間の限度として任期を定めて採用します（概ね10か月以上3年未満）。
- (2) 勤務先および職務内容 知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等で一般行政事務に従事します。
- (3) 給与等 給料は、月額164,475円（高校卒、地域手当を含む。）で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

- (1) 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員への採用は、滋賀県職員（任期の定めのないもの）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は人事異動する場合があります。

